日本海ガスもっとたすかるガス機器延長保証サービス利用規約

第１条（適用）

1. 「日本海ガスもっとたすかるガス機器延長保証サービス利用規約」（以下、「ガス機器保証サービス規約」といいます）は、日本海ガスもっとたすかるサービスのうち、日本海ガスもっとたすかるガス機器延長保証サービス（以下、「ガス機器保証サービス」といいます）利用時に適用されるものとします。
2. 「ガス機器保証サービス規約」に定めのない事項は、「日本海ガスもっとたすかるサービス利用規約」が適用されるものとします。

第２条（サービスの概要）

1. 「ガス機器保証サービス」は、会員の居住住戸であるサービス対象物件において、会員が所有し、現に使用しているガス機器に不具合が発生した場合に、会員からの修理依頼を受付し、係員が当該ガス機器について当社所定の点検・修理作業等を無償で提供するサービスです。
2. 当社は、原則として当社営業時間内に「ガス機器保証サービス」の利用を受付けし、会員との協議のうえ、サービス提供日時（訪問日時）を決定します。ただし、保安上の観点から、会員又は当社が緊急を要すると判断した場合は、この限りではありません。
3. 「ガス機器保証サービス」の利用上限額は１１万円（税込）とします。
   上限額は、当社所定の工賃、部品等を交換した場合の当該部品等の代金等に基づき算定します。上限額を超過した場合には、その超過分は会員から申し受けます。
4. 当社は、修理作業に代えて、不具合が発生したガス機器を同機種又は同等の機能を有するガス機器と交換することがあります。この場合、交換するガス機器は、利用上限額を超えない範囲内で当社が機器を選定します。（機器本体及び付属品等は当社希望小売価格、取付工賃・工事費等は当社規定により算定するものとします。）
5. 当社は、原則として委託会社又はガス機器メーカーを通じて「ガス機器保証サービス」を提供します。
6. 「ガス機器保証サービス」の利用には回数の制限はありません。

第３条（サービス対象となるガス機器）

1. 「ガス機器保証サービス」のサービス対象とするガス機器は、次のとおりとします。
   (1) ガス給湯器（ガス給湯暖房機、ガス暖房熱源器、ハイブリット給湯器を含む。またリモコンなどの付属部品も含む）
   (2) ガスコンロ（ビルトインタイプを含む）
   (3) ガス小型湯沸器
   (4) ガスファンヒーター

(5) ガスストーブ
(6) ガス温水ルームヒーター（ルームヒーター本体、温水プラグ、温水コンセント、温水配管、温水ヘッダー、リモコンなどの付属部品を含む）
(7) ガス浴室乾燥機（温水ヘッダー、温水配管、リモコンなどの付属部品及びファンを含む）
(8) ガス風呂釜
(9) ガス温水床暖房（温水マット、温水プラグ、温水コンセント、温水配管、温水ヘッダー、リモコンなどの付属部品を含む）
(10) 前各号に掲げるガス機器であって、次のイ）、ロ）の条件をすべて満たすガス機器であること
イ）製造年月を起算月として製造からの経過年数が１０年（１２０ヶ月間）以内のガス機器であること
ロ）ガス機器メーカーによる１年以上の保証期間が設定されているガス機器であって、保証期間が経過した以降に発生した不具合であること

2. 当社は、前項に規定する「ガス機器保証サービス」のサービス対象となるガス機器であっても、次の各号に該当する場合はサービスを提供しません。
(1) ガス機器の不具合の原因又は状態等が、当社が別に定める「ガス機器保証サービス」の対象外とする原因によるもの、又は状態である場合。
なお、「ガス機器保証サービス」の対象外とする不具合事例については当社ホームページからご確認ください。
(2) ガス機器メーカーが設定した保証期間内に不具合が発生したにもかかわらず、当該ガス機器メーカーが保証サービスを提供しなかったガス機器。また、会員がガス機器メーカーの保証サービスを受けることができたにもかかわらず、故意又は過失によって当該サービスを受けることができなくなった場合も同様とします。
(3) サービス利用者が廃棄したガス機器
(4) ガス機器に接続するガス配管、水及びお湯廻りの配管、排気筒に生じた不具合は、第１項に定めがある場合を除き、「ガス機器保証サービス」の対象外とします。

第４条（サービスの利用申込み）

1. 会員は、「ガス機器保証サービス」を利用しようとする場合には、当社が指定するコールセンターに電話連絡のうえ、オペレーターの求めに応じ会員名、住所等を伝えたうえで、サービスの利用を申し込みするものとします。
2. 「ガス機器保証サービス」の利用申込み時に、オペレーターの指示に基づき会員自らが不具合の解消策を実行した結果、不具合が解消した場合には係員を派遣しないことがあります。

第５条（有料サービス）

1. 第２条第３項に規定する「ガス機器保証サービス」の利用上限額を超過することが見込まれる場合は、事前に係員が作業内容、見積額等を説明し、サービス利用者の事前の承諾を得るものとします。
2. 「ガス機器保証サービス」の対象外であるガス機器について、会員からの申し出がある場合は、有料サービスとして修理作業を行います。ただし、第２条第４項の規定は適用しないものとします。
3. 当社又は委託会社は、「ガス機器保証サービス」の利用上限額を超過した額、前項に規定する有料サービスを提供した場合は、別途会員宛てに請求書を発行します。
   会員は、請求書受領後、当社又は委託会社が指定する方法により当該費用をお支払いいただくものとします。

第６条（サービス提供の制限）

1. 「ガス機器保証サービス」におけるサービス対象物件は、会員と当社とのガス需給契約に基づくガス需要場所である個人の居住住戸に限ります。
   ガス機器が店舗付住宅の店舗部分、学校、病院、オフィスビル、飲食店等の店舗において使用されている場合、集合住宅等の附帯設備である場合は対象外とします。
2. 天候、交通状況、係員の作業状況等により係員が到着するまでに時間を要する場合があること、また翌営業日の訪問となる場合があります。
3. 停電時、断水時にはサービスを提供できないことがあります。
4. 作業時に騒音・振動等が発生し周辺住民に影響が及ぶ場合には、会員が周辺住民への説明などの対応を行うものとします。また、21 時から翌日 9 時までの間、周辺住民への影響を考慮してサービスを提供しないことがあります。
5. サービス利用者が契約者本人又は契約者の２親等以内の親族であると認められない場合は、サービスを提供しないことがあります。
6. 当社又は委託会社がガス機器の不具合の発生原因がサービス利用者の故意によるものであると判断した場合は、サービスを提供しないことがあります。
7. 当社は、前各項のほか「ガス機器保証サービス」の利用上の注意事項等については、当社が会員に配布するパンフレット又は当社ホームページに掲載するものとします。

第７条（保証の限度）

1. 「ガス機器保証サービス」は、ガス機器の不具合の再発防止を保証するものではありません。
2. 「ガス機器保証サービス」は、ガス機器に発生した不具合によって会員が被った一切の損害を保証するものではありません。
3. 「ガス機器保証サービス」は、会員が当社又は委託会社以外の第三者にガス機器の修理作業等を依頼した場合の当該費用を補てんするものではありません。

第８条（製造物責任）

1. 当社及び委託会社は、会員に対して「ガス機器保証サービス」に係る業務を請け負う事業者であり、製造物責任法第３条の責は負わないものとします。

第９条（サービス内容の変更）

1. 当社は、会員との事前協議なしに「ガス機器保証サービス」のサービス内容を変更することがあります。この場合、当社は、当社が適当と認める方法により会員に通知するものとします。

第１０条（その他事項）

1. 「ガス機器保証サービス」利用に関する注意事項であって、この「ガス機器保証サービス利用規約」に記載のない事項は、別に会員に配布するパンフレット又は当社ホームページに掲載するものとします。

本規約は、2017 年 8 月 1 日から実施します。